

尾北支部 研修会（第2回）

会報委員 小関 正晃

日時 令和7年9月19日
午後6時00分～午後7時45分
場所 尾張一宮駅 iビル 2階 大会議室
講師 愛知県行政書士会副会長 子安 幸代 先生
テーマ 補助者・使用人行政書士・委任状・職務上請求について
参加者 13人



尾北支部では、令和7年度第2回全体研修会をiビルにて一宮支部と合同で開催しました。今回の研修は愛知県行政書士会の子安幸代副会長をお迎えして補助者・使用人行政書士・委任状・職務上請求の基本と実務のポイントについて講義をして頂きました。

行政書士法と行政書士制度の基礎知識について詳細な説明をして頂き、行政書士業務拡大に伴い行政書士法及び職務基本規則を正しく理解することが必要であると学びました。

また、職務上請求書の適正使用については、職務上請求書と委任状の違いと使い分けについて学び、職務上請求書が行政書士に認められていることの重要性和責任の重さを痛感しました。

補助者・使用人行政書士については、業務の制限や適正な指導監督の必要性について学びました。

今回の研修を通して、補助者・使用人行政書士・委任状・職務上請求書の基本的な考え方から実務上の取扱い方法、運用上の注意点まで講師の子安副会長が丁寧に分かりやすく講義して下さい、参加した会員にとってもより深く理解する事が出来、非常に有意義な講義になったと感じました。

今回の研修で得たことを今後の行政書士業務に活かし、コンプライアンスを遵守した上で、職務に励みたいと思います。